

令和7年10月15日

# 農業委員会総会議録

柳井市農業委員会

## 第28回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和7年10月15日（水）午前9時00分
- 2 開催場所 柳井市役所3階大会議室
- 3 出席委員 1番 寺西 久美子 君 2番 菅岡 利夫 君  
5番 中元 茂雄 君 6番 原田 淳一 君  
7番 下土井 進 君 8番 勝本 澄人 君  
10番 鈴木 喜義 君 11番 岡本 幸子 君  
13番 宮本 三雄 君
- 4 欠席委員 3番 山重 義則 君 9番 亀山 真由美 君  
12番 斎藤 貴之 君
- 5 欠員 1名
- 6 説明のため出席した者 事務局長 楠原 慎太郎 君  
事務局次長 中原 賢 君
- 7 記事ならびに議事録調整者 事務局主任 相本 裕紀 君

## 会議に付議した事項

- 議案第129号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第130号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第131号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第132号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について

## 第28回農業委員会総会次第

- 議長 宮本君 それでは、ただ今より、第28回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は、13名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
- 議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において鈴木委員、岡本委員を指名します。次に、会期についてお諮りいたします。本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。
- 議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。議案第129号を上程します。事務局から議案について説明をさせます。次長。
- 次長 中原君 (3条-1) 議案第129号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。整理番号1番でございます。申請地は、●●字●●●●●番 地目 畑 面積286m<sup>2</sup>です。利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。渡人は●●●●に居住しており、耕作管理が困難なため、受人の要望により譲り渡すものです。受人は現在●●●●に居住しており、申請地及び北側隣接の同所有者の宅地も一緒に譲り受け、申請地は自家用野菜を栽培し、北側隣接の宅地に自己用住宅を建築するものです。申請地の位置は資料に示していますが、●●●●から北東に約650mの距離にある●●●●付近の農地です。本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 以上で、事務局からの説明を終わります。
- 議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。

原田委員。

11番 原田君

整理番号1番につきましては、現地確認を行い、事務局の説明どおりで、地元委員として異議はございません。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第129号の整理番号1番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第129号の整理番号1番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第130号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君  
(5条-1)

議案第130号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●字●●●●●番 地目 田 面積 1, 597 m<sup>2</sup>です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は●●●●の法人で、数年前から営農を行っておらず、法人を解散するにあたり申請地を譲り渡すものです。

受人は●●●●で太陽光発電事業を営む法人で、パネル設置面積 1, 048. 80 m<sup>2</sup>、発電出力 239. 54 kW の太陽光発電設備を設置するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●から南西に約 500 m の距離にある●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えま

す。

次長 中原君

(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積2, 852  
m<sup>2</sup>の内86m<sup>2</sup>です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は使用貸借による権利の設定です。  
貸渡人は●●●●に居住しており、休耕中のため、受人の要望により農地の一部を一時的に貸すものです。

借受人は整理番号1と同じ法人で、整理番号1の太陽光発電設備設置工事のための進入路として利用するものです。

なお、工事完了後の原状回復誓約書も提出されています。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●から南西に約500mの距離にある●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君

(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積308m<sup>2</sup>です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人及び受人は親族で、申請地西側の渡人所有の住宅に、現在3世代が同居しており、子供の成長に伴い住宅の広さを確保するため、申請地に受人の自己用住宅を建築するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●から西に約130mの距離にある●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は特定施設の●●●●●から300m以内の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君

(5条-4)

続きまして整理番号4番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積1, 098  
m<sup>2</sup>です。

利用状況は、既に転用目的の駐車場への建設工事が完了しており、権利の種類は所有権の移転です。

この申請は、令和7年6月16日に開催された第24回総会の議案第116号で、市長より農用地除外についてこの会の意見を求められ、承認されたものです。

渡人は●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は申請地近くの宗教法人で、寺参拝者用の駐車場を建設するものです。既存の12台分では、葬儀や法要時に駐車場が足りず、申請地に17台分を増設します。

既に建設工事が完了しているため、渡人及び受人から始末書が提出されています。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●から北西に約250mの距離にある、●●●●沿いの農地です。

市長より、12月頃に交付予定の農用地除外変更通知書と同日付けで本件の許可証を交付し、交付までの間は農用地の扱いとなります。

農地法第5条第2項の農用地利用計画において、指定された用途に供する場合に該当するため、許可の基準を満たしていると考えられ、立地基準、一般基準について審査した結果、適当と考えます。

なお、本件につきましては、農地区分が農用地区域内農地のため、今月28日開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の聴取対象となり、承認された場合に許可する案件になります。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番及び2番につきまして、柳井大畠地区担当委員の意見を求めます。

菅岡委員。

2番 菅岡君

整理番号1番ですが、事務局から説明のとおり周辺に農地がありますが、休耕状態であります。雨水については、東側の水路に流す計画で、転用については用途区域内であり、やむを得ないとと思います。2番につきましては、1番の工事に伴う一時転用で特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 宮本君

整理番号1番及び2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番及び2番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号3番及び4番につきまして、余田新庄地区担当委員の意見を求めます。

下土井委員。

7番 下土井君

整理番号3番については、地目は畠となっておりますが、宅地隣接の畠と言うより、雑種地となっており、宅地を利用して問題ないと思

ます。

4番につきましては、6月総会の農業振興地域整備計画の変更についての案件ではありますが、先方が許可を受けたものと勘違いされ、既に工事に着手し、駐車場が完成しておりますが、雨水についても問題ないので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長 宮本君

整理番号3番及び4番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(菅岡委員が挙手)

それでは菅岡委員。

2番 菅岡君

4番については、転用自体は問題ありませんが、下土井委員が言われたように、現時点では農振農用地であり、転用の許可も出ておりませんので、市からしっかり指導をしていただきたいと思います。

局長 楠原君

ご意見ありがとうございます。今後農林水産課及び担当の行政書士にもそのように指導していきたいと思います。

議長 宮本君

それでは整理番号3番、4番について他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号3番及び4番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第130号の整理番号1番から4番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第130号の整理番号1番から4番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第131号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君

議案第131号 農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

農用地利用計画の変更に対する意見についてと題してある資料をご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、柳井市長より農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められています。

番号1番でございます。

申請者は●●●に居住の●●●●氏で、申請地は●●字●●●●●●  
●番 地目 田 面積46m<sup>2</sup>です。

変更後の用途は、申請地近くの自宅への進入路の拡幅で、変更内容は除外です。

続きまして、番号2番でございます。

申請者は●●●に居住の●●●●氏で、申請地は●●字●●●●●●  
●番 地目 畑 面積407m<sup>2</sup>です。

変更後は、非農地へ地目変更するもので、変更内容は除外です。

農用地におきましては、現況確認書による非農地証明書の交付は行っておりませんでしたが、非農地除外につきまして、国から示された「農業振興地域に関するガイドライン」の第16の1の(1)の④に記載されております。

具体的には、農地が既に山林や原野化し、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断された農用地区域内農地については、農用地区域からの除外が可能です。

なお、本来なら担当地区委員の斎藤委員が意見を申し上げるべきところですが、本日は欠席ですので私が、代弁させていただきます。

9月30日に斎藤委員と事務局で現地確認を行っており、除外については、問題ないとお返事を斎藤委員からいただいております。その旨総会で委員の皆さんにお伝えくださいとのことです。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いします。

番号1番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。  
原田委員。

6番 原田君

整理番号1番につきましては、住宅への進入路を拡幅するもので、除外について問題ないと思います。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)

整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

続いて、整理番号2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(下土井委員が挙手)

それでは下土井委員

7番 下土井君 農振農用地の除外についてですが、農振農用地の見直しがされてまだ数年です。こういった除外申請が出てくるのは、市長部局の農振農用地の見直しの基準について、問われることがあると思います。

前回の更新時にしっかり見直しをかける必要があった案件ではないかと思います。農業委員会からも次回の農振農用地の見直しの際に市長部局にしっかり検討していただくよう、申し入れをしていただきたいと思います。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
整理番号2番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第131号の番号1番及び2番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)  
全員挙手と認めます。  
よって、議案第131号の番号1番及び2番につきましては、可決・承認と決します。

次長 中原君 議案第132号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表をご覧ください。  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和7年9月25日付で、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。

計画は1件3筆 地目 田 合計面積3,021m<sup>2</sup>です。  
農業経営基盤強化促進法に基づく相対等の利用権設定は、令和7年3月末で経過措置期間が終了し、令和7年4月からは農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画に一本化されております。

よって、令和7年4月からの利用権設定につきましては、貸人、借人及び山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行う、公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約となります。

契約手続きの方法として、従来の2段階方式と相対に替わる一括方式の2通りがあり、本件は一括方式での契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります  
それでは、ご審議をお願いいたします。  
質疑はございませんでしょうか。

(菅岡委員が挙手)

それでは菅岡委員。

2番 菅岡君

この一括契約について、賃貸借と使用貸借は契約の形態が違います  
が、1つの計画書に同時に記載されていても問題ないでしょうか。

議長 宮本君

賃貸借も使用貸借も地権者と耕作者が同じで、項目ごとに分かれて  
いれば、一枚の計画書に同時に記載して問題ないと思います。

他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第132号につきましては、原案のと  
おり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいた  
します。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第132号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前 9時 34分)